

高齢者等公共施設無料利用証の利用について

「吉川市高齢者等公共施設無料利用証支給要綱」に基づき、高齢者・障がい者・子育て団体に対する経済的負担の軽減と社会参加を促進するため、交付要件に該当する個人・団体に対して、市内の公共施設を無料で利用できる無料利用証を交付しています。

令和7年度は、障がい者個人には0名、障がい者団体には12団体交付し、ご活用いただいています。

[制度の概要～障がい者(児)に係る部分の抜粋～]

	個人	団体
対象者	市内在住で障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている方 ※障がい者の介護のために付き添う場合は、 <u>障がい者1名につき介護者1名まで無料</u>	市内在住の障がい者（児）または障がい者（児）を扶養する方が <u>半数以上を占める5名以上の団体</u>
有効期限	市内に住所を有しなくなる日、または障害者手帳の有効期限が失効する日まで	年度末の日まで
無料利用証申請手続  申請書データ 吉川市 HP	次の確認書類または公共施設無料利用証を、施設利用または予約時に提示 障害者手帳、またはミライロ ID ※各担当窓口、または下記施設の窓口へ無料利用証申請書を提出 ●中央公民館 ●旭地区センター ●総合体育館 ●市民プール	各担当窓口へ無料利用証申請書を提出 添付書類：団体の目的や活動内容等がわかる書類と団体構成員の名簿 ※団体の申請手続きは年度ごとに必要

利用対象施設

- 中央公民館（個人利用可能な部屋：工芸室、視聴覚室、調理室）
- 平沼・東部・美南地区公民館、吉川小学校特別教室、美南小学校特別教室（いずれも個人利用不可）
- 視聴覚ライブラリー ○旭地区センター ○市民交流センターおあしす
- 総合体育館 ○市民プール ○旭公園球場
- テニスコート ○小・中学校体育施設 ○吉川市役所会議室

担当窓口

- ◇高齢者・高齢者団体 ・ ・ ・ 長寿支援課
- ◇障がい者・障がい者団体 ・ ・ 障がい福祉課（発達障がい児の保護者団体を含む）
- ◇子育て団体 ・ ・ ・ ・ ・ 子育て支援センター
（市民交流センターおあしす2階子ども室内）